

## 2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題

### (1) 保全活用の推進と建築基準法への適合

- ・横浜市の「歴史を生かしたまちづくり」では、認定歴史的建造物に対する最高6000万円の外観保全工事費助成や、市街地環境設計制度による容積割増などによって所有者支援を行って、保全活用を進めてきましたが、現在、助成制度に対する期待は大きいものの、容積の割増によるインセンティブ効果の低下など、厳しい経済状況や不動産市況などから所有者のニーズが変化しています。
- ・一方で、歴史的建造物を保全するだけでなく、まちの賑わいづくりなどの観点から新たな活用を図ることを求められています。歴史的建造物がもともと建築基準法に適合していないため、構造や防火など、建築基準法に適合した改修が困難となる場合も多く、保全活用が進まない要因の1つとなっています。
- ・現在、文化財制度については建築基準法の適用除外規定がありますが、建物全体を保存する文化財指定は、内部の活用などについて所有者の制約が大きく、一方で外観保全を基本とした認定制度では、歴史的建造物の内部の活用は進めやすくなりますが、建築基準法の適用除外を受けられません。
- ・こうしたことから、所有者の実状に応じた保全活用が図られるよう、外観保全を基本としながら、建築基準法の適用除外によって内部の活用が進めやすくなるような新たな制度の導入が求められています。

### (2) 所有者支援

- ・「歴史を生かしたまちづくり要綱」の助成制度は、全国でも高い水準にあって、所有者の期待が高い制度であり、改修の際に助成を期待して認定される事例も多いことから、新たな制度の導入状況や近年の財政状況等を踏まえた見直しを行いながら、今後とも助成制度を維持していくことが必要です。
- ・これまで外観保全工事のように比較的規模の大きい工事を中心に支援を行ってきましたが、技術者、職人の不足などから、日常的な維持管理や災害時の対応、技術者、職人の紹介なども含む技術的な相談への対応など、所有者からきめ細かい支援を求められるようになっています。
- ・また、山手地区の西洋館など、個人所有の歴史的建造物では所有者の高齢化が進んでおり、相続後の保全活用も含め、今後の相続への対応が大きな課題となっています。

### (3) 市民協働による歴史を生かしたまちづくりの推進

- ・「歴史を生かしたまちづくり」では歴史的建造物の保全活用を進めるとともに、横浜歴史資産調査会との協働によって、調査研究やその成果を活用しながら、講演、見学会など市民向けのセミナーや広報紙「横濱新聞」の発行などによって、市民に対する広報普及に取り組んできました。
- ・また、歴史的建造物を取り込んだプロムナードやサインの整備を行うとともに、山手地区の西

洋館や郊外部の古民家など、横浜市が取得した歴史的建造物を積極的に市民利用施設として市民が活用に参画しながら公開することで、市民が「歴史を生かしたまちづくり」に対する共感や理解を深める機会とし、こうした取組によって一部では歴史を生かしたまちづくりに関わる活動を行う団体も設立されています。

- ・こうした状況を背景に、所有者の努力だけでなく、市民とともに「歴史を生かしたまちづくり」を進めることは、市民の誇りである歴史的建造物を将来にわたって保全活用していくうえで必要不可欠であり、活動の活性化や市民団体間の連携、人材育成などの施策が必要となっています。
- ・また、市民とともに取組を進めていくためには、トラスト組織のような中心となる組織の存在が重要となることから、横浜歴史資産調査会などのように一定の蓄積のある既存組織を活用し、財源等も含めた市民協働推進の基盤の確立を図っていくことも求められています。

#### (4) ストックとしての歴史的建造物の活用等によるまちづくりへの展開

- ・「歴史を生かしたまちづくり」では、都心部を中心とした景観制度や市街地環境設計制度、山手景観風致保全要綱との連携、さらには関内、山手地区などで地域のまちづくり活動と連携をとることによって、歴史的景観の保全を進めています。
- ・また、都市公園（山手西洋館や古民家など）や道路（震災復興橋梁など）、港湾（自動車道など）をはじめとする公共施設の整備と連携して、歴史的建造物の保全活用や歴史的景観の保全・復元なども進めてきました。
- ・さらには、ライトアップやオープンヘリテージ、西洋館でのコンサートや展覧会、さらには、旧富士銀行横浜支店（現東京藝術大学馬車道キャンパス）の活用など、創造都市の取組との連携など、歴史的建造物の魅力を生かした様々な取組を行ってきました。
- ・今後は、これまでの取組の蓄積を活かしながら、横浜の重要な文化的、観光的資源でもある歴史的建造物の更なる魅力アップを図るとともに、その活用によって都市の活性化に寄与していく取り組みが求められています。
- ・また、今後ともまちづくりのなかで、歴史的景観の保全を進めていくためには、まちづくりの制度や公共施設整備での歴史的建造物の保全活用、地域住民によるまちづくりのなかでの取組の後押しなど、まちづくりの様々な場面で歴史を生かしたまちづくりの考え方や施策が展開できるような環境を整えていくことが必要です。

#### (5) 持続的な保全活用の推進

- ・「歴史を生かしたまちづくり要綱」による認定制度は、法的に所有者と市の一種の契約であり、現状変更も届出制をとっているため、文化財制度などと比べ、法的担保性が低く、旧松坂屋本館などのように、所有者から認定解除の申出があれば、所有者との協議によって解除せざるを得ない場合が想定されます。
- ・一方で、所有者によっては、相続など不測の事態が発生しても、将来にわたって歴史的建造物を保全活用し続けられるよう市に期待する声もあり、こうしたことから法的担保性を高めることで持続的な保全活用が可能となる制度が必要となっています。

- ・また、歴史を生かしたまちづくりでは、必要に応じて都市公園事業などと連携して保全活用を図ってきましたが、厳しい財政状況や公共施設整備の減少などを背景に、様々な手法により柔軟に保全活用を進めていく必要があることから、所有者と使い手を結びつけることや、トラスト組織などの横浜市以外の団体等による取得可能となる仕組みを検討していくことも必要となっています。
- ・さらには、登録・認定制度を中心とした歴史を生かしたまちづくりの取組によって、多くの歴史的建造物の保全活用を図ってきましたが、現在でも、重要な歴史的建造物であっても所有者と保全活用について合意形成がされていないものがあり、引き続き保全活用について所有者に働きかけていくことが必要です。こうした歴史的建造物に対しては、法的担保性の高い制度による保全活用を目指しつつ、所有者の意向によっては柔軟な対応が可能な登録・認定制度を活用して保全活用を働きかけるなど、段階的、継続的な取組が求められています。

### 3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について

#### 【基本方針】

歴史的景観や歴史的建造物の持続的な保全活用を、市民や所有者等とともに進め、横浜の誇り、魅力を守り、活かしていきます。

- (1) 所有者による保全活用の支援などの制度拡充を進めます。
- (2) 市民とともに守り活かす取組を進めます。
- (3) 歴史的建造物の魅力資源としての活用などによるまちづくり、賑わいづくりを進めます。

#### 【基本施策】

##### (1) 所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進

歴史的建造物の保全活用は、所有者自ら使い続けることを支援していくことが基本となりますが、一方で、活用の推進や相続への対応など所有者のニーズが多様化しているのが現状です。

そこで、登録・認定制度に加え、新たな制度を導入することなどにより、所有者の実状に応じた持続的な保全活用が図られるよう、制度拡充を図っていきます。

##### 1) (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度の創設

- ・外観保全と内部の賑わいづくりなどの活用の両立によって、魅力的な都市景観の創造や都市の活性化に寄与していくため、内部も含めた保存活用計画を策定し、現状変更を許可制とするなどとした(仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度を創設し、景観条例へ位置付けることとし、この制度によって建築基準法の適用除外を受けることを可能とします。

##### 2) 景観制度との連携

###### ア 景観重要建造物制度の活用

- ・景観法に基づく景観重要建造物制度は、既に景観計画等に指定の方針が定められていますが、歴史的建造物を含めた良好な景観の形成に重要な建造物を指定する制度であり、許可制によって法的担保性が向上する一方で、相続税の適正評価が見込める制度です。
- ・このため、歴史的建造物の保全活用における景観重要建造物制度の活用を進めることとし、具体的な運用方法を定めていくこととします。
- ・また、制度の活用にあたり景観重要建造物の管理の基準や、管理協定による景観整備機構の管理などについても検討します。

###### イ 「歴史を生かしたまちづくり要綱」と景観制度の連携

- ・持続的な歴史的建造物の保全活用にあたっては、法律や条例に基づく安定的な制度が必要ですが、一方で取組を具体的に進めるためには、所有者の実状に応じた迅速性、柔軟性をもつ登録・認定制度を、新たな制度と両輪となって運用していくことが不可欠です。
- ・そこで、新たな制度の導入を踏まえて、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を見直すとともに、景観計画や現在検討中の公共事業ガイドラインでの取扱を明確化していきます。

### 3) 所有者支援制度の再構築

- ・新たな制度の導入にあわせて、近年の財政状況等を踏まえながら、助成制度の体系的な見直しを行います。
- ・助成制度の見直しとあわせ、日常的な維持管理や災害時の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
- ・また、こうした支援を所有者のニーズに応じて効果的に活用できるよう、一定の専門的知識を有するコーディネーターの派遣制度を創設します。
- ・また、あわせて、ボランティアの活用や景観重要建造物制度の指定に伴う相続税の評価減の活用など税制面での措置についても検討を行います。

## (2) 市民とともに守り、活かす取組の推進

歴史を生かしたまちづくりを市民とともに進めることは、持続的に歴史的建造物の保全活用を進め、市民の誇りとして将来に継承していくために重要です。歴史を生かしたまちづくりの取組の様々な場面で市民の参画が可能となる施策を展開することで、市民とともに守り、活かす取組を推進していきます。

### 1) 市民による取組の推進

#### ア 人材育成

- ・歴史的建造物を市民とともに保全活用していくため、保全活用に必要な知識やスキルの習得等を目的とした専門家による講座や実地研修などによる人材育成を進めます。

#### イ ボランティア制度のモデル的な導入

- ・現在も一部の実測調査等では、ボランティア的なスタッフが調査に参画する例もあります。そこで、実測調査や文献調査などでの調査ボランティアの導入を検討するとともに、所有者が高齢で日常的な維持管理が難しい場合に、外構の手入れや清掃、簡単な修理などをコーディネーターのもとでサポートする維持管理ボランティアの導入を検討します。
- ・なお、導入にあたっては、防犯面や所有者との信頼関係の構築が必要など、様々な課題が想定されることから、所有者の協力が得られる範囲でモデル的に実施し、課題や効果の検証を行ったうえで、本格的な導入を目指します。

#### ウ 活動支援

- ・市民による活動では、資金的な面で活動の限界が生じるなど、活動が進みにくい状況があります。
- ・活動の活性化や、成果の幅広い共有など、歴史を生かしたまちづくりに市民による活動を効果的に生かしていくため、活動を支援する仕組みについて検討していきます。

### 2) 市民協働の基盤の確立へ向けた取り組み

#### ア 活動団体同士の連携基盤

- ・活動団体が個別に活動し、活動成果の共有や活動の連携が不十分な状況であることから、活動団体の連携による相乗効果を図るため、交流や情報交換、共同活動などを目的とした緩やかな連携組織の創設を検討することとし、連携組織の基盤として、現在、協定によって協働を行っている横浜歴史資産調査会を想定した実施方法を検討していきます。

#### イ ファンド等による財源の確保

- ・市民協働の推進にあたっては、市をはじめとする公的な支援だけでなく、市民等からの寄附等によって必要財源の一部を確保していくことも必要です。
- ・このため、市等からの拠出をもとに、市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討していくこととします。

#### 3) トラスト的手法による保全活用の検討

- ・相続時の寄附申出などの際、市による受入が困難な場合や、収益事業などによる柔軟な活用が見込まれる場合に、所有者の意向を踏まえつつ、公益団体等への寄附による保全活用や、借上げなどの方法によって保全活用が可能となるトラスト等の仕組みについて検討します。
- ・検討にあたっては、寄附等に至る前に所有者と使い手を結びつけるための仕組みや景観法による景観整備機構制度の活用、市の支援策等についても検討していくこととします。

#### (3) 歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進

これまでの歴史を生かしたまちづくりの取組によって多くの歴史的建造物が残され、横浜の大きな魅力となっています。今後は、地域のまちづくりなどを通じて歴史を生かしたまちづくりを市民に身近なものにしながら、歴史的建造物を魅力資源としてまちづくりのなかで活かしていくことで、文化や観光などと連携した賑わいづくりなどを通じて都市の活性化へと結びつける取組を進めていきます。

##### 1) ストックの活用によるまちづくり、賑わいづくりへの展開

- ・これまでの取組の蓄積を都市の活性化へと結び付けていくため、歴史的建造物のツアーなどの集客・観光の促進や、創造都市等の取組と連携した歴史的建造物へのテナント誘致などによる都心部の賑わいづくりなど、関係部署や所有者等が連携した活用方策の検討やPRなどを進めていきます。
- ・また、ライトアップや文化、観光等の歴史的建造物の魅力を高める取組、歴史的景観を生かしたオープンカフェなど、歴史を生かしたまちづくりの取組と連携した都市空間の演出や活性化の取組を更に拡げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。

##### 2) 市民に身近な歴史を生かしたまちづくりの推進

- ・歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していきます。
- ・また、地域のまちづくりとの連携等を進めるため、歴史を生かしたまちづくりの考え方やまちづくりでの生かし方などを具体的に示したガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。

#### 4 「(仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度」の景観制度への導入について

##### (1) 背景と目的

歴史的建造物は、建築基準法の施行以前に建てられていることから、改修等を行う際に建築基準法に全てを適合させることが困難となっており、保全活用を進めるうえでの大きな課題となっています。

そこで、一定の条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、所有者による保全活用を支援するとともに、賑わいづくりなどによる都市の活性化へ寄与していくことを目指します。

##### (2) 対象建造物

登録・認定歴史的建造物等のうち、魅力ある都市景観を創造するうえで特に重要なもので、外観保存と内部の一部保存等によって保全と活用を一体的に行うものとします。

##### (3) 制度の概要

この制度は、保存活用計画の策定や所有者の同意を要件とし、現状変更を許可制とするもので、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(景観条例)を改正して創設します。

###### ア (仮称) 特定景観形成歴史的建造物の指定等

- ・魅力ある都市景観を創造するうえで、特に重要な歴史的建造物であって、保全と活用を一体的に行う必要がある建造物を指定し、告示します。
- ・指定にあたっては、都市美対策審議会及び歴史的景観保全委員の意見を聴くとともに、所有者の同意を得ることとします。
- ・滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったときは、指定を解除します。

###### イ 保存活用計画の策定

- ・(仮称) 特定景観形成歴史的建造物の指定にあたっては、保存活用計画を策定するものとします。
- ・保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとします。
  - ①当該建造物の名称及び概要
  - ②当該建造物の所有者の氏名及び住所
  - ③当該建造物の保存及び活用に係る目標及び方針
  - ④その他、当該建築物等の良好な保存活用を図るために必要な事項

###### ウ 建造物の管理と現状変更等に係る許可

- ・所有者や管理者等(所有者等)は、当該建造物を保存活用計画に基づいて良好に管理するものとします。
- ・所有者等は、当該建造物の現状変更等を行う場合、事前に市長の許可が必要になります。
- ・許可申請があった場合、申請内容が保存活用計画に適合しないと認めるときは、現状変更等を許可しないものとします。
- ・許可申請があった場合、必要に応じて許可に必要な条件を付することができるものとします。
- ・建造物の所有者等が許可条件に違反したときは、市長が許可の対象となった行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができます。

##### (4) 建築基準法の適用除外

(仮称) 特定景観形成歴史的建造物で、建築基準法の第3条第1項第3号の規定に基づいて、建築審査会の同意を得て市が指定したのものについては、建築基準法の適用除外を受けることが可能となります。

【参考】建築基準法抜粋

(適用の除外)	
<p>第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p>	
一	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
二	旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品等として認定された建築物
三	<u>文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの</u>
四	第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

(5) 横浜市内の文化財における建築基準法の適用除外事例

横浜市内の文化財のうち、建築基準法の適用除外を受けている事例は、これまでに、7件（近代建築3件、古民家4件）となっています。

1) 適用除外のための代替措置の事例

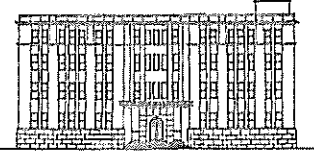
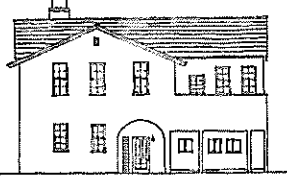
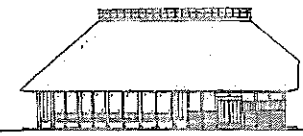
	木造 【茅葺屋根が法22条に抵触する場合等】	RC造 【構造・避難が現行法に抵触する場合等】
防耐火	散水設備・火災報知機の設置	延焼線開口部の防火設備の設置
避難	避難経路の確保・広場の設置	避難安全検証法で証明
構造	RCべた基礎等による構造への配慮	耐力壁の打ち増し 学識経験者の判定委員会
管理	警報機器等で集中管理	



(6) 建築基準法適用における課題とモデル検討

【大規模な改修工事（既存不適格）又は用途変更によって建築基準法不適合の恐れのある想定項目一覧】

・凡例：法：建築基準法、令：建築基準法施行令、○：適合、△：一部不適合、×：不適合、－：該当しない

建物種別	近代建築		西洋館		古民家		
想定建物概要	外観イメージ						
	想定立地	都心部・商業業務地		都心周辺部・一般住宅地		郊外部・一般住宅地	
	構造・規模	鉄筋コンクリート造・4階建て		木造・2階建て		木造・平屋（茅葺屋根）	
	建築面積	800㎡		150㎡		140㎡	
	延床面積	3,200㎡		280㎡		140㎡	
	敷地面積	2,000㎡		400㎡		1,500㎡	
	用途地域	商業地域		第1種低層住居専用地域		第1種中高層住居専用地域	
	建ぺい率/容積率	80%/700%		40%/80%		60%/150%	
防火地域	防火地域		法22条区域		準防火地域		
建物用途	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	
	事務所	商業施設	住宅	集会所	住宅	資料館	
建築基準法関係	用途地域（法48条）	○	○	○	○ →地域住民が使用する集会所に限る	○	○
	階段・踊場の構造（令23条）	階段幅：110cm		階段幅：100cm		階段なし	
		○ →75cm以上必要	× →140cm以上必要	○ →75cm以上必要	○ →75cm以上必要	－	－
	構造強度（法20条・令36～80条の3）	× →耐震補強要	× 同左	× →耐震補強要	× 同左	× →耐震補強要	× 同左
	耐火建築物（法27条・法61条）	RC造、建具：スチールサッシ					
		× →延焼のおそれのある部分の開口部に防火戸または防火設備（所定のサッシ等）が必要	× 同左	－	－	－	－
	防火区画（法36条・令112条）	× →たて穴区画の仕様が不適合	× 同左	－	－	－	－
外壁・軒裏の構造（法23～24条、法62条）			外壁：モルタル塗り		外壁：土壁、軒裏：木造		
	－	－	× →延焼のおそれのある部分の外壁は準防火性能としなければならない	× 同左	× →延焼のおそれのある部分の外壁・軒裏は防火構造としなければならない	× 同左	
屋根（法22条、法63条）			屋根：天然スレート葺き		屋根：茅葺き		
	－	－	○ →所定の防火性能を有する必要がある	○ 同左	× →所定の防火性能を有する必要がある	× 同左	

建物用途	近代建築		西洋館		古民家		
	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	
	事務所	商業施設	住宅	集会所	住宅	資料館	
建築基準法関係	外壁の開口部 (法 63～65 条)	建具：スチールサッシ × →延焼のおそれ のある部分には 防火設備が必要	× 同左	—	—	建具：木製 × →延焼のおそれ のある部分には 防火設備が必要	× 同左
	2以上の避難階 段(令 121 条)	建物両側に階段有 ○	○	—	—	—	—
	避難階段の構 造(令 122 条)	階段室の仕上げは当時のまま 外階段の設置なし —	× →屋内に設ける 場合は、所定の 仕様を満たす必 要がある	—	—	—	—
	廊下の幅(令 123 条の 2)	廊下の幅：135cm ○ →120cm 以上必 要	○ 同左	—	—	—	—
	物販店舗の避 難階段等の幅 (令 124 条)	階段幅 110cm×2ヶ所 —	× →階段幅合計 は、所定の計算 による数値以上 としなければならない (この場合で 480cm 以上)	—	—	—	—
	手すりの高さ (令 126 条)	屋上手すり高さ：90cm × →110cm 以上必 要	× 同左	バルコニー手すり高さ：100cm × →110cm 以上必 要	× 同左	—	—
	内装制限 (令 128 の 3 の 2～129 条)	一部当初(木製)の仕上げが残 っている × →所定の仕上げ (難燃材料等) とする必要があ る	× →所定の仕上げ (準不燃材料 等)とする必要 がある	—	× →調理室等は所 定の仕上げ(準 不燃材料等)と する必要がある	—	—

【適用除外の検討を要することが想定される主な項目】

1) 階段

階段幅等は、用途変更等により必要な幅が不足する場合は想定されます。

階段部分は、容易に改修等に対応することは難しいため、安全性を確保した上で適用除外により対応することが、望ましいものとなります。

【代替措置による対応例】

- ・階段が 2 箇所にある場合には、それぞれの幅の合計を階段幅とみなす、など。
- (・物販店舗における避難階段の幅については、避難安全検証法による適用除外規定も有り。)

2) 構造強度

構造強度等は、現行の耐震基準等に適合しない建物が多いためと推測されますが、一般的には耐震診断を実施し、その結果に基づいた耐震補強をすることが基本となります。

ただし、耐震診断の結果、外観や内部空間の意匠等が大きく損なわれるような耐震補強となってしまう場合には、他の方法によって耐力が確保されていることを確認しながら、柔軟な対応ができるように適用除外することが望ましいものとなります。

【代替措置による対応例】

- ・ 十分な構造耐力が確保されていることが、専門家による個別の評価などで確認できれば、一般的な工法によらない方法によって補強を行うことを可能とする、など。

### 3) 外壁

外壁等は、景観上保存すべき部分となった場合に、防火性等の必要とされる仕様を満たさない場合が想定されます。外壁の仕様を変えてしまった場合、大きく外観を損ねる可能性があるため、保存すべき部分については適用除外されることが望ましい部分になります。

【代替措置による対応例】

- ・ 敷地条件や周囲の建物の状況を踏まえて、緩和等の措置を行う、など。

### 4) 屋根

市内全域が法 22 条区域に指定されているため、古民家等では茅葺や板葺等とすることができません。このため、代替措置によって防火性を確保するなどして、適用除外することなどが考えられます。

【代替措置による対応例】

- ・ 放水銃・ドレンチャー等の防火設備の設置などによる延焼等防止策を行う、など。

### 5) 開口部

スチールサッシや木製建具など、当初の建具が残っている場合、延焼のおそれのある部分では仕様を満たさず、取替が必要となります。このため、大きく外観を損ねる可能性があるため、安全性を確保した上で適用除外することが望まれる部分となります。

【代替措置による対応例】

- ・ 敷地条件や周囲の建物の状況を踏まえた緩和等の措置、など。

### 6) 内装

内装制限がかかる部分では、木製の腰壁など、当初の仕上げ等が残っている場合、内装を変更する必要がでてきます。このため、内部保全をする部分を定め、その部分だけを適用除外することなどが考えられます。

【代替措置による対応例】

- ・ その他の室との防火区画により、火災時の延焼等防止策を施す、など。

(・ 内装制限の一部は、避難安全検証法による適用除外規定も有り。)

## 5 今後の進め方（案）

『歴史を生かしたまちづくり』の推進について（案）」については、以下のスケジュールで具体化を図っていきます。

また、新たな制度、施策を踏まえた分野別、地区別などの具体的な推進方法等について、アクションプラン等として定めることを検討していきます。

平成 24 年度	・『歴史を生かしたまちづくり』の推進について（案）」のとりまとめ
平成 25 年度	・パブリックコメント等による市民意見募集 ・『歴史を生かしたまちづくり』の推進について」の確定 ・「（仮称）特定景観形成歴史的建造物制度」の条例化の手続き ・各施策の具体案検討 ・歴史を生かしたまちづくり要綱の改正案、アクションプラン等の検討、等
平成 26 年度以降	・「（仮称）特定景観形成歴史的建造物制度」の施行 ・各施策の具体化、など